

## 社長！“稼ぐチカラ”を高めるために、これから5年間、設備投資・社員教育・ITシステム投資のご予定はありますか？

### ◆国の中小企業施策を積極的に活用し、“稼ぐチカラ”を高めませんか？

平成28年7月1日 中小企業等経営強化法が施行され、中小企業の“稼ぐチカラ”を高める支援制度として「経営力向上計画」が新たに加わりました。同法は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少(=人手不足)の中、労働生産性を向上させる取組みを計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援することを目的としています。

★労働生産性 = アウトプット(付加価値) / インプット(人・時間)



労働生産性を向上させるには、【増やす活動】と【減らす活動】が必要になります。【増やす活動】には、分子: アウトプット(付加価値)づくりのための設備投資(ハード)や社員教育(ソフト)が含まれる一方、【減らす活動】には、分母: インプット(人・時間)を減らすための財務・ITシステム投資が含まれます。これら、労働生産性を高めるための取組みを検討されている場合には、「経営力向上計画」の申請をオススメします。

### ◆わずか1年で2万社を超える企業が「経営力向上計画」を申請するメリットとは？

同法施行から1年が経過しましたが、この間、既に2万社を超える企業が「経営力向上計画」を申請しています。これだけの短期間に、これだけの企業が多数、申請するメリットには、以下の4点があります。

メリット① 即時償却・税額控除の適用ができる。

: 経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却・税額控除を適用することができます。

メリット② 固定資産税が3年間、半分にできる。

: 機械装置、工具、器具備品、建物付属設備を取得すると固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減することができます。

メリット③ 日本政策金融公庫による低利融資を受けることができる。

: 新事業活動促進資金を受けることで、日本政策金融公庫が掲げる基準金利-0.9%の設備資金融資を受けることができます。※融資を受けられない場合もあります。

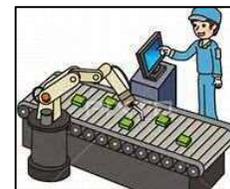
メリット④ 各種補助金の加点・優先採択を受けることができる。

: ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継補助金などの審査時に加点を受けることができます。

いずれも優遇措置を受けるには、原則として事前に認定を受ける必要があります。

### ◆社長の頭にある構想を計画にして「経営のパスポート」を手に入れましょう！

世の中の2万社を超える企業は、前記①～④のメリットを巧く活用し、“稼ぐチカラ”を高めています。例えば、ある社長(金属加工業)は金属加工の高度化に伴う一連の設備増強にかかった費用(5,000万円)を即時償却(一括償却)することで、利益額が大きな年度でフルに優遇税制を活用されました。



いま、社長の頭にある構想を「経営力向上計画」として整理しませんか？同計画が認定を受けることで今後5年間、「経営のパスポート」として①～④の優遇措置を受けることが可能になります。

### ◆《例外》『どうしよう？「経営力向上計画」の申請前に設備を導入してしまった！』

『もう少し早く「経営力向上計画」のことを知りたかった！既に設備を導入してしまったよ！』という場合でも諦めずにご相談下さい。条件さえ整えば、設備取得後であっても「経営力向上計画」を申請し、前記メリット①②の優遇税制の適用ができる場合があります。

『「経営力向上計画」って何？』『作成のポイントは？』『ウチの場合は該当するの？』などの疑問・質問にお答えするため当組合では、**認定支援機関と連携し、8月30日(水)『経営情報に敏感な社長・経営幹部のための いますぐ！「経営力向上計画」を知って、フル活用！「補助金・優遇税制」で稼ぐチカラを高めるセミナー』を開催します！**詳細は次頁のセミナーチラシを参照のうえ、お申込みください。



参加費は「無料」です。

当日は「経営力向上計画」作成のポイントと共に申請書(雛形)も公開します。今後5年間、何らかの設備投資、社員教育、IT投資をお考えの社長にオススメのトピックスです。

# 中小企業の公的施策活用“ピンポイントセミナー”

経営情報に敏感な社長・経営幹部のための

いますぐ！「経営力向上計画」を知って、フル活用！

「補助金・優遇税制」で稼ぐチカラを高めるセミナー

平成28年7月 中小企業等経営強化法が施行され、新たに「経営力向上計画」が新たな中小企業施策に加わりました。この「経営力向上計画」は、自社の将来像(5年後のあるべき姿)に向かうプロセスを所定の条件沿って計画書にし、認定を受けることで補助金・優遇税制などの中小企業施策の活用が可能となります。

法律施行後、**わずか1年あまりの間に2万社超**の企業が「経営力向上計画」を申請しています。これら企業では補助金・優遇税制を活用し、新たな設備導入・ITシステム導入を図り、差別化・効率化によって生産性向上を実現されています。

『**何だよ！知っていれば、活用したのに・・・**』 という社長のお声を耳にします。

そこで、リタネッツ事業協同組合では、いま旬な中小企業施策である「経営力向上計画」と「補助金・優遇税制」の活用に向けたセミナーを企画しました。参加は**無料**です。是非、この機会にご参加下さい。

**参加費  
無料**

## プログラム

- I. 国の中小企業支援のトレンド**  
一 国が考える“稼ぐチカラ”とは？ また、主要な中小企業施策（補助金・優遇税制）の狙い・概要の解説
- II. 「経営力向上計画」って何？**  
一 法施行後、わずか1年間で2万社超が申請する「経営力向上計画」の概要・メリット
- III. 「経営力向上計画」作成のポイント**  
一 法律の趣旨に合致した申請書作成のコツ、業種別に求められる申請書のストーリー
- IV. 「補助金・優遇税制」活用のポイント**  
一 社長の頭にある自社の将来像（5年後）を独自フレームワークを活用し、見える化。その後、既存の補助金・優遇税制とリンク

## 開催日時

8月30日（水） 15：00 受付開始  
15：30 開始  
17：00 終了

## 場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5  
大宮ソニックシティ7F 707会議室  
（最寄り駅：大宮駅西口 徒歩3分）

## 講師

リタネッツ事業協同組合  
理事・事務局長・中小企業組合士  
補助金ファシリテーター 櫻井 誠

～プロフィール～

中小企業・小規模事業者向け財務コンサルティングを10年間担当した後、リタネッツ事業協同組合に入職し、中小企業組合士を取得。企業のステージにあった中小企業施策の普及、および導入支援（ものづくり補助金の採択率は70%超）を行う。

## 申込み・問合せ

FAX送信先:

048-658-8883

リタネッツ事業協同組合 事務局  
TEL:048-658-8881

企業名

御役職

御名前

所在地

TEL

FAX